

第 1 回会議における意見概要

- 次の点を考慮し、実施機関の設置先としては、社会福祉協議会が望ましい。
 - ・ 日常生活自立支援事業や生活困窮者相談など他の権利擁護事業との関連性
 - ・ ボランティア活動、地域見守り活動等、社協が本来持ち合わせている地域福祉ネットワーク機能を活かす
 - ・ 地域で支え合う基盤を持つ社会福祉協議会の中に後見実施機関を置くことで、連携が進む
 - ・ 対象者の状況（意思能力の低下や、発生する課題の複雑化）に応じて、日常生活自立支援事業から後見制度へ切れ目なくシフトしていく必要性
 - ・ 事実上、道内においては社協以外の団体では裁判所から信認されない

- 後見受任形態について
 - ・ 裁判所や制度利用者にとって、法人後見の方が、継続性や信頼性の評価があると考えられるのではないか
 - ・ 個人受任のみからの実施機関立ち上げでは、家庭裁判所の信認は得られない
 - ・ 社会福祉協議会という名義と一人名義とでは、印象として信頼性が違う
 - ・ 法人後見の支援員として実績を積み、個人受任に移行できるものは移行していく方法もある
 - ・ 法人か個人、二者択一ではない

- 実施機関の機能、役割を果たすためには相応の体制も整えなければならない。

第2回会議における全体を通しての論点

- 第1回会議において、後見実施機関の委託設置について、社会福祉協議会に設置することについて議論された。
特に、認知症高齢者の場合、日常生活自立支援事業の利用者が、症状の進行により当該事業では支援することが困難となる対象者を継続して支援することが社会福祉協議会であれば可能であり、包括的な支援が期待できる。
地域における総合的な社会福祉活動との関連性から社会福祉協議会が担うことが望ましいのではないかと。
- 社会福祉協議会を想定して考えた場合、法人後見における後見支援員として市民後見人候補者を活用しながら将来的に個人受任を目指すなど、受任形態についても、本日の各項目の議論の中で、継続して検討されたい。

論点 (1) 後見実施機関の業務内容／ア 一般的業務

- 実施機関の機能として、後見に関する総合相談対応、人材育成及び登録、制度の普及啓発については、一般的なものとして考えられる。
- 相談対応として、親族後見及び任意後見に対する支援も含めて対応すべきか。
例えば、書類作成についての助言支援なども考えられるがいかがか。

論点 (1) 後見実施機関の業務内容／イ 市民後見人等に対する支援

- 後見実施機関の役割として、市民後見人（後見支援員を含み以下「市民後見人等」とする。）を支援する機能が必要である。市民後見人等が後見活動を行うにあたり助言する仕組みとして、例えば、専門職に対し相談できる機会を設けることとしてはどうか。

論点 (1) 後見実施機関の業務内容／ウ 後見受任案件の対象範囲

- 受任案件の対象を市長申立に限定するべきかについて、どう考えるか。

論点 (1) 後見実施機関の業務内容／エ 申立に関する業務

- 受任案件として、市長申立案件が中心になると考えられるが、実施機関において、市長申立に係る手続をどの範囲まで協力することが望ましいと考えるか。

論点 (1) 後見実施機関の業務内容／

オ ケース会議、受任調整機能のあり方

- 相談案件に対し、どのような支援が適切かなど、包括的な方向性を協議することも含め受任調整会議で担うべきなのか。
例えば、ケース会議等による、受任調整会議で検討する案件か否かの協議を経て、必要であるとされた案件を調整会議において審議するなども考えられるのではないか。
- 受任調整会議で検討されるべき事項は何か。
- 受任調整会議に必要な構成メンバーについてどう考えるか。
- その他、受任調整会議の運営にあたり留意すべき事項はないか。

論点 (1) 後見実施機関の業務内容／カ 後見実施機関運営協議会のあり方

- 実施機関の業務の監督を行い、適正な後見業務を担保するための機関として、後見実施機関運営協議会の設置は必須である。
- 運営協議会における社会福祉協議会と市の役割をどう考えるか。
例えば、実施機関である社会福祉協議会が運営協議会事務局を担い、市は協議会構成員として参加する形でよいか。
- 運営協議会に必要な構成メンバーについてどう考えるか

論点 (2) 後見実施機関の体制／ア 業務量の見込みと人員体制

- 現時点で、当市における実施機関の業務量を数量的に推し測ることは難しい。
他市町村の状況などを参考にして、体制を検討することとしてはどうか。

論点 (2) 後見実施機関の体制／イ 実施機関の名称

● 実施機関の名称の案として、例えば次のとおり。

- ・ 江別市成年後見センター
- ・ 江別市成年後見支援センター
- ・ 江別市権利擁護支援センター
- ・ 江別市成年後見サポートセンター
- ・ 暮らしサポートセンターえべつ（既存暮らしサポートセンターと統合）

《参考》関連他事業の名称

- ・ 暮らしサポートセンターえべつ（生活困窮者自立支援事業）
- ・ 江別市地域包括支援センター（高齢者支援）
- ・ 江別市障がい者支援センター（障がい者支援）